

両墓制の誕生とその後

—明治期に成立した両墓制を考える—

前田 俊一郎

目 次

はじめに

1. 特殊な両墓制の問題—その解釈と墓制事例としての意義—
2. 大田和の両墓制事例をめぐって
3. 先行形態の把握と墓制の変化
4. 埋葬墓地の形態とその使用方法
5. 石塔墓地の集合形態とその展開

おわりに

はじめに

柳田国男は「葬制の沿革について」という論考のなかで、「屋敷と接近した控へ地の片隅などに、先祖代々の石塔を守護して居る例は、関東奥羽の村々に多いのみならず、是と全く隔絶した南九州の山村などにも、往々にして之を目撃したことがある」と述べている¹⁾。筆者の郷里である山梨県においても、農山村を歩いていると屋敷地の片隅や屋敷続きの裏山、畑のなかなどに古めかしい小さな石塔が立っている景観に出会うことがある。このような形態の墓は、墓制研究においては屋敷墓と称されてきたものである。

ところが、こうした屋敷墓が集落内のあちらこちらに目につくにもかかわ

らず、「墓地はどこにあるのですか」とムラの人に尋ねると、それらの墓地とは別に存在する近代以降に新設されたムラの共同墓地を教えてくれることがしばしばある。そして、その共同墓地が両墓制である場合がある。このようなムラでは、前者の墓地が、そして後者の共同墓地が、そのムラの墓制の過去と現在を物語っている。この複数の墓地の併存、つまり墓制の先行形態と現行形態の存在は何を意味しているのであろうか。それは、一言でいうならば、そのムラが墓制ないしは墓地形態の変化を経験していることを示している。

本稿の主旨は、このような疑問に出発している。対象とする山梨県鳴沢村大田和は、現在両墓制がみられるムラである。しかし、鳴沢村大田和においては、現行の両墓制に先行する墓制の存在が確認され、両墓制は当地の石塔初現と時を同じくして誕生したものでなく、明治期に共同墓地新設を契機として成立したものであることが調査の結果判明した。そこで本稿では、鳴沢村大田和における両墓制の成立と先行形態からの墓制の変化、とくに変化以降の墓地形態に焦点をあてながら、明治期に成立した両墓制の問題について考えてみることにしたい²⁾。

1. 特殊な両墓制の問題 —その解釈と墓制事例としての意義—

両墓制は、一人の死者に対して、死体を埋葬する墓地と石塔を建立する墓地が別々に存在する墓制であり、日本人の霊肉別留や死穢忌避などの観念を示し得る実態として活発な議論とともに、これまで多くの調査と研究が蓄積されてきた分野である³⁾。その両墓制の課題の一つに、明治期に生じた両墓制の問題がある。これは両墓制の成立やその概念規定、分布などの問題にとっても軽視できない問題であると思われる。大田和の両墓制について検討するまえに、まず、明治期に成立した両墓制に関するこれまでの諸見解を整理しておきたい。

日本においては、明治初年以來、墓地や埋葬に関する法制度が整備、展開されていった経緯がある⁴⁾。こうした法規制の受容度と墓制への影響度は、

諸地域により様々であったと考えられるが、明治政府が国家法によって前提とした墓地観と民間における墓地観とが同一のものでなかったことは注意すべきである。森謙二は、遺骨尊重政策を基幹とした墓地や埋葬についての政策によって明治国家が葬るという行為にどのような規制を加えてきたかを検討しているが、そのなかで、「明治国家が《葬る》ことをとりあえず宗教の問題から切り離し、それを墓地及び埋葬に関する行政として国家の管理下においた」と述べている⁵⁾。そして、国家が前提とした墓地は、先祖の祭祀の場として「清き土地」であり、その墓地に対する観念は民俗社会の伝統の否定の上に成立したものであることを指摘している⁶⁾。伝統の否定とまではいかなくとも、墓地に関する法規制と実際の葬墓習俗との間の距離が、諸地域の葬墓習俗の在り方に影響を及ぼしたことは想像に難くない。その様相の一端は、例えば、明治初年からの墓地に関する法規制に関して、諸県が内務省に提出した伺い等の内容によっても知ることができる⁷⁾。

こうした法規制という契機によって胚胎した一つの予期せぬ所産が、明治期になってから成立した両墓制であった。このような事例は、景観上は埋葬墓地と石塔墓地が明確に区別されてはいるが、新谷尚紀によれば、「もともと単墓制であって両墓制ではなかったものが行政の関与による共同墓地の新設によって一見両墓制的な形態へと転じたもの」と解釈され、両墓制の範疇においては、新しく明治以降に生じた「特殊なケース」として扱われてきたものである⁸⁾。

両墓制研究の軌跡のなかで、このような事例に疑念が提示されたのは、早くは鈴木棠三の「両墓制の一資料」においてである。鈴木は、能田太郎による静岡県阿多古地方の両墓制の報告⁹⁾を受けて、同地域の事例について、「埋葬用地は部落から離れた山に設け、ノバカ又はノボチと謂ふ。石だけ建てる場處は畑の隅や屋敷の中などにありオハカといふ。而して此のノバカは明治以後警察の干渉によつて共同墓地として設けられたのであり、現在オハカと言つてゐる箇處を、もとは實際上の埋葬用に充てゝゐた」と報告している。そして、これと同様の理由により「両墓制の形式を執るに到つた事例」の存在を考慮し、その再検討の必要を指摘している¹⁰⁾。

また、最上孝敬は『詣り墓』のなかで、両墓制の成因を様々な観点から究明しているが、この種の両墓制に関しては、その発生の理由を明治期の衛生的見地などの「行政の関与」に求めている¹¹⁾。最上は「新しい詣り墓の誕生」のなかでも、明治期に成立した両墓制事例をいくつか報告しており、その成立に関して明治17年の太政官布達に示されたような衛生的見地からの「部落墓地統一の指令」に注目している¹²⁾。しかし、その一方で、この種の事例について「両墓制の伝統」の影響、またはその継承の可能性にも言及している¹³⁾。

さらに、このような両墓制事例を扱ったものに、新谷尚紀「天竜川流域の墓制」がある。新谷は、「両墓制と呼ばれていながらも、近畿地方一帯で多くみてきたものとは全く異なった事例がある」と述べ、こうした事例の成立要因として、最上と同じく明治17年に明治政府によって発令された「太政官布達第二五号」と「内務省達乙第四十号」、すなわち「墓地及埋葬取締規則」と「墓地及埋葬取締規則方法細目標準」の二つの法令を指摘し、明治期の法令施行の影響を軸に天竜川流域における両墓制発生の様相を検討している¹⁴⁾。この静岡県天竜川流域の事例も、前述の静岡県阿多古地方の事例と同様に、明治期における共同墓地新設による両墓制への移行以前は、屋敷近くの畑地等に墓地を設ける単墓制であったという。その後、新谷は「旧墓と新墓」という把握から、再びこの種の両墓制について検討し、懸念される諸事例を示すとともに、「このようなタイプの諸事例は両墓制の分布には含めないこととして、これら自体の分布に何らかの意味を見出していくべきであろう」と提言し、この種の両墓制を成立背景の異なる事例として一貫して区別する必要を説いている¹⁵⁾。

このほかに、法規制や行政指導と墓制との関連を扱ったものに、土井卓治「田浦・落浦・西野浦の改葬と法令」や、青木俊也「火葬禁止令と葬墓習俗」「組合永久墓地と葬墓習俗」などがあげられる¹⁶⁾。

さて、このような明治期に成立した両墓制は、最上の文脈においては「両墓制一般」¹⁷⁾と、新谷の文脈においては「近畿地方一帯のいわゆる一般的両墓制」¹⁸⁾と対比して捉えられ、または、それを基準として解釈されている

傾向がうかがえる。このことは、両墓制の一般的形態についての定義や概念が明確である印象を与える。しかし、この両者の区別は、両墓制の概念規定に基づくというよりも、この種の両墓制事例にみられる外部からの影響、とくに法制度の影響という成立要因が、研究者によってそれまで共有されてきた両墓制像と乖離していたことによるところが大きいのではないかと考えられる¹⁹⁾。本稿では、両墓制の概念を再検討をする用意はないが、両墓制の概念がその位置関係や形態自体に立脚する限りにおいては、明治期に成立した両墓制事例も、まったく「両墓制」であるといわざるを得ない²⁰⁾。

そこで、このような両墓制事例を墓制研究のなかでどのように捉え解釈すればよいのであろうか、という問いにいきつく。従来、それらはその成立状況には留意されながらも、両墓制の範疇に含まれており、必ずしも明確な判別がなされてはこなかった。そのため、両墓制の分布をはじめとして修正される資料は少なくないと思われ、それには当然のことながら事例ごとの再検討が必要であることは言うまでもない。一方、それらは明治期に法制度の影響を主要因として成立したものであることから、両墓制の霊肉別留などの観念的背景や起源論的な問題を探る研究視点を重視する立場からは、文字どおり「両墓発生の特殊な事例」²¹⁾として資料的価値を軽視されかねない。しかし、研究視点を変えてみれば、この種の両墓制事例は、明治期という比較的遡及し得る過去に発生の起点を確定することができるため、その成立背景や先行する墓地形態からの変化の過程、また、変化以後の墓制の展開などを、葬墓制のみならず、社会組織や祖先祭祀など当該地域の民俗の諸相と関連させながら複合的に考察できる可能性を秘めているのではないと思われる。この研究視点は、なにも明治期に成立した両墓制事例に限られるものではない。明治以降に共同墓地を新設し、墓制や墓地形態の変化がみられる墓制事例の動態をさぐるうえでは、効果的な墓制研究の一視点であると思われる。以上のような問題意識をもって、鳴沢村大田和の両墓制を対象として論を進めることにしたい。

2. 大田和の両墓制事例をめぐって

山梨県における両墓制は、これまでの報告によれば、山梨県の東南部に位置する郡内地方、なかでもその南に位置する南都留郡に濃い分布が認められるとされてきた²²⁾。調査の対象とした両墓制の存在する鳴沢村大田和（以下大田和）は、この南都留郡に属しており、富士山の北麓に位置する村々の一つである。

大田和の現行の墓地は、共同墓地であり、財産区の扱いをされている。大田和は行政単位としては鳴沢村第二区（以下区）となっており、この区が共同墓地を大田和の住民、実質的には大田和に分立してみられる同族集団に貸与するというかたちをとっている。

この同族集団は、大田和ではイッケ（一家）、あるいはイッケシ（一家衆・一家集）と呼ばれ、渡辺姓が8、小林姓が2、三浦姓、小佐野姓がそれぞれ1の現在のところ12の集団に分かれている。それぞれのイッケは、イッケマチと呼ばれる同族祭祀の行事を年一回、当番制で行っている。イッケマチは、原則的にイッケを構成する各家の戸主のみが参加し、神仏名などが墨書されたイッケそれぞれが所有する掛軸を拝した後、共同飲食や墓参、墓前祭などを同族共同で行う祭祀であり、愛宕講や薬師講、八幡講など講を標榜するかたちで続けられている。現在では、イッケの紐帯が弛緩するに伴って、同族の祭祀集団化ともいうべき状況がみられ、同族集団が同族祭祀の講集団として機能しつつある傾向が認められる。そのため、大田和では講名によって同族集団を指し示す、あるいは区別する場合がしばしばみられる。しかし、各自の当該イッケへの帰属意識は強いものがある（以下イッケ名に関しては講名も記す）。

集落内には、寺院は存在せず、寺檀関係は鳴沢村鳴沢にある臨済宗通玄寺と同じ南都留郡の河口湖町にある法華宗常在寺に二分されている。大田和の場合、寺院付属の墓は一切なく、現在使用している墓地は、共同墓地のみである。この共同墓地が両墓制をとっているのである。

大田和の両墓制は、両墓制の全国的な事例把握の作業において、これまで

積極的に取り上げられることはなかった²³⁾。しかし、大田和の両墓制は、山梨県内においては比較的早くからその存在は知られていた。山梨県の民俗を総合的に扱ったもの²⁴⁾や主として県内の研究者による諸論考には、その存在が報告されてきた。後者には、大森義憲の「山梨の両墓制について」、中村忠夫の「山梨県の両墓制」や「山梨県の両墓制諸問題」などがあげられる²⁵⁾。これらは、山梨県における両墓制を巨視的に扱ったものであり、そのなかで大田和の両墓制事例に言及しているものである。また、県単位でなく、小地域に限定した視点から大田和の両墓制を扱っているものには、短いながら酒向道夫「富士北麓における葬制と墓制」²⁶⁾がある。このほかに、山梨県の両墓制地域における盆行事を扱うなかで大田和の両墓制に触れているものに、小沢秀之の報告がある²⁷⁾。以上のものは、いずれも両墓制が存在するという文脈における地域名のみ記述や簡単な報告の域に留まっているものである。

このように、大田和の両墓制は、その存在は知られていたものの、諸報告において必ずしも同一の把握をされてはこなかった。中村忠夫は、大田和の両墓制について、「埋め墓を大事にあつかい詣り墓は、二次的な存在であるようにくみとれるので大田和の両墓制成因が本質的な形式から出現したものなのか、もとは現在詣り墓の地が埋め墓であったが、近世経済的理由から狭隘化したので隣接地に別個な埋葬地を設けるようになって両墓制が出現したのか今一步の究明が必要である」とその再検討を促している²⁸⁾。しかしながら、「整然と両墓制の形体をとっており、伝承にも慣習にもそれをうらづけるものがみとめられる」²⁹⁾、「両墓制の古層を顕著にしている」³⁰⁾という報告や、一方では、「明治の政令により共同墓地化した際、各戸に散在していた石塔を一ヵ所に集めたのが今日の詣り墓のはじめである」³¹⁾という報告もなされている。こうした一つの墓制事例をめぐる複数の異なる理解や解釈の並立は、両墓制の概念規定や適用範囲の不明確さに基づく両墓制研究の状況にある意味では反映したものであるといえよう。ただし、大田和の両墓制は、埋葬墓地と石塔墓地が判然と分かれて立地しているという事実だけは強調されてきたのであった。

3. 先行形態の把握と墓制の変化

大田和は両墓制が現行の墓制であり、現在でも土葬が慣行されているところである。家によっては火葬した事例も聞くがかなり例外的である。墓地の立地は、石塔墓地と埋葬墓地が水路を挟むかたちで50メートル程離れた位置関係となっている。これは、新谷尚紀による土葬墓制の類型に従えば、「死体埋葬地点からまったく離れて石塔を建て墓域が死体埋葬の区画と石塔建立の区画との両区画に二分されている」³²⁾のものであり、隣接型両墓制、両墓隣接型、あるいは両墓近接型などと呼ばれてきたものである。墓地は埋葬墓地、石塔墓地ともに、集落から離れた場所ではなく、大田和の集落のほぼ中央、比較的日常的な生活圏内に位置している。埋葬墓地はハカバ、あるいはボチ、石塔墓地はセキトウバと呼ばれている。「墓地」といった場合、大田和では死体が埋葬してある墓地の方を指している場合が多く、石塔を建てる方の墓地は、石塔が建っている場所、すなわちセキトウバであるという意識が強い。今日、大田和の住民、なかでも壮年層以下の多くの人達は、現在の共同墓地が古くからの墓地であると信じており、墓地が一人の死者に対して二つ存在することも当然の事実として認識しつつある。こうした墓地への認識の現状から、両墓制がこの地に定着していること、同時に土地の民俗として根づきつつあることを無視できず、現行習俗としての実在をまずは了解する必要がある。

ところが、明治30年代生をはじめとする村の年配者達の間には、両墓制に先行するかつての墓地の記憶が伝承されていた。それによれば、大田和では、かつては各家の屋敷地内や畑地の一画などに亡くなった人をイケタ（埋葬した）のであり、埋葬した場所の上に石塔を建てるのが普通の墓の建立の仕方であったという。村の壮年層を構成する人達であっても、現在の共同墓地以前の墓地について尋ねると、現在の墓地を指して、「ここが古くからの墓地だ」という答えの後に、「昔は畑の隅にでもイケタんだろう」という内容の返答を帰してくることが多かった。このような屋敷地内や畑地、また屋敷続きの裏山などに死体を埋葬し、その上に石塔を建てる形態の墓制は、墓制研

究においては屋敷墓という概念をもって捉えられてきたものである³³⁾。

これら先行の墓地は、基本的には家を単位として設けられていたとされ、以前は墓地が集落内に散在する景観がみられたことが推測される。本家の墓地に分家の墓が引き寄せられていた可能性は十分に考えられるが、同族集団ごとにまとまって墓地が形成されていた痕跡はなく、両墓制に先行する墓制の集合原理として、同族集団という単位は明確には存在しなかったようである。

このような屋敷地や畑地の中に墓地を設ける習俗から、現在の両墓制への移行の端緒が開かれた時期は、村の年配者の話しによれば、明治20年前後であるとされる。この墓制変化の契機は、「衛生上よくないから屋敷地内や畑のなかに死体を埋めることが国から禁じられた」、「墓地をまとめろという命令が出された」という大田和の人達の受け止め方により表示されている。これは、この時期に共同墓地が大田和の集落に新設されたことを意味するものであろう。そして、その契機は、伝承にみられる時期から判断して、明治17年に発布された前述の「墓地及埋葬取締規則」以下の墓地法の影響による可能性が高いと考えられる³⁴⁾。

この共同墓地が設けられることになった場所は、大田和の小字的場である。この場所は、共同墓地となる以前は段々畑、草地であったといわれ、また的場という字名に表されるように、古くは流鏑馬神事の行われた場所であったことが伝えられている³⁵⁾。この共同墓地が現在の石塔墓地と埋葬墓地の前身である。当初の埋葬墓地の立地は、現在の場所ではなく、石塔墓地にまったく隣接した位置であった。共同墓地として新たに設けられた埋葬墓地は、この時点において集落全体での一括使用を義務づけられ、従来の屋敷地や畑地に死体を埋葬することは廃止されることになる。共同墓地新設以降は、死体を埋葬した地点に石塔を建立することはなくなり、埋葬墓域に隣接した斜面（現在の石塔墓地にあたる）へ上方から石塔を建立していくことになったという。このことに関しては、共同墓地という性格上、共有される埋葬墓域のため、石塔を建ててしまうと繰り返しの使用ができなくなるという以外に積極的な理由を聞くことはできなかった。

しかし、従来の各墓地における石塔は、村内に散在したままである。そこで、各々の屋敷地内などにある石塔を新設の共同墓地へ移す動きが次第に起ころはじめ、多くの墓石がその当初の位置を離れることになる。石塔の移転に際しては、失われたものもあったという。石塔の移転は、埋葬墓地新設と同時期に短期間で実行されたのではなく、共同墓地の定着、つまり共同の埋葬墓地の使用及び共同墓地における新たな石塔の増加とある程度の時間的連鎖をもって行われた可能性が高い。何故なら、村の年配者のなかには、大正時代頃までは畑や屋敷地内に古い石塔が建っていたのを記憶している者がいるからである。なかには、家ごとの墓地の旧所在地をはっきりと記憶していて、その場所を数箇所実際に案内してくれた者もいた³⁶⁾。

墓地の所在を確認することができる史料として、鳴沢村役場に保管される「鳴澤村大字鳴澤貳拾八番 字的場全圖」がある。これは明治27年2月の段階で土地台帳を基本として作成された地籍図である（図1参照）。この地籍図には、「畑」や「郡村宅地」のほかに「墓地」（中央部分）と記されたところが数箇所あり、この区域が現在の共同墓地である埋葬墓地、石塔墓地の立地場所に比定される。このことは、この地籍図が共同墓地成立以後に作成されたものであることを示している。この史料は明治期のこの時点において、墓地が現在の場所に立地していたことを裏付けるものであり、両墓制への移行が、この頃にはすでにはじまっていたことを示唆している。

大田和の集落内には、現行の両墓制に先行するかつての墓制の痕跡が少ないながらも認められる。それは、屋敷墓の形態をそのまま残しているもので、渡辺イッケ（愛宕講）のN氏の家の旧墓地である。大田和の集落の北面の山麓斜面の林地のなかにある。石塔が数基確認できるが風化が激しく、紀年銘等は判読できないが、渡辺N氏の家では盆と彼岸には、必ずこの古い墓に墓参に訪れている。大田和の集落は、その北面に位置する愛宕山の水源地从山麓一帯に開けた史的展開があり、この墓地の所在は、ほぼその辺りに位置している。その場所は、現在では樹木が林立しているが、植林がなされたのは昭和期以降であり、現在でも屋敷跡の礎石や石積みを確認できるように、以前は人家や畑が存在していた。確認はできなかったが、この山麓の周囲には、

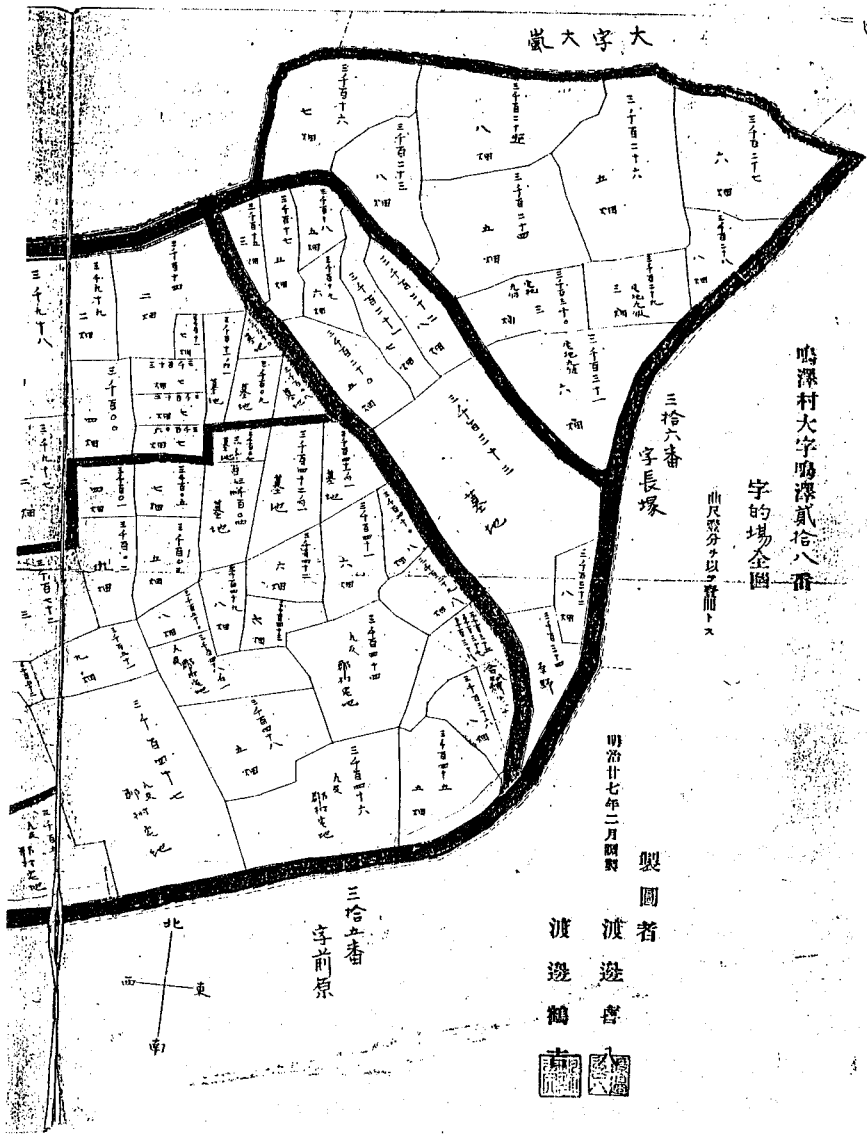


图1 鳴沢村大田和字的場全圖

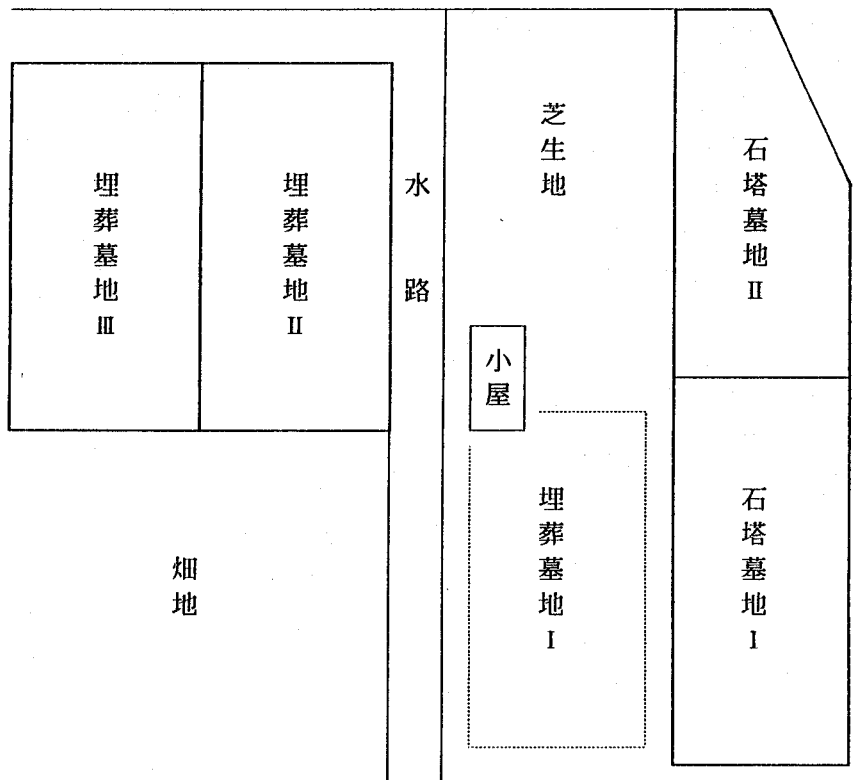
共同墓地へ移転をしなかった家々の古い墓が数か所にわたって、まだ残っているはずだといわれている。

また、墓制の変化に伴い石塔の移転が行われたことを示すものとして、石塔墓地前の広場に設置されている小屋（葬儀用具収納用）の東側にある馬頭観音の石塔群がある。これは明治期以降に、集落内に建てられていた馬頭観音を漸次集めたものであるが、そのなかに墓石が4基混在している。それらの旧所在地は不明であるが、集落内の方々から馬頭観音が集められる過程で、これらの墓石が混入したと考えられる³⁷⁾。

以上のように、両墓制に先行する墓制の伝承とその痕跡はいくつか認められる。それらによって、大田和の墓制は、両墓制となる以前は屋敷地や畑地などに死体を埋葬し、その上に石塔を建立する形式の単墓制、屋敷墓であったことがわかる。ところが、明治20年前後の共同墓地の新設を起点として、埋葬は共同墓地の定められた墓域へ一括して行うようになり、そこに隣接した区域に石塔を建立し、さらにそこへ集落内に散在していた墓地から石塔を移動して集合させた。こうして二つの墓域が設けられ、その両区分を次第に明確化していきながら、両墓制の形態が形成されるに至ったと考えられる。これが、おそらくは大田和の両墓制成立の過程であろう。この事実は、「屋敷墓制の上に両墓制が成り立っている」³⁸⁾ という解釈ができるとともに、単墓制から両墓制への移行という墓制の変化として捉えることができよう。

4. 埋葬墓地の形態とその使用方法

埋葬墓地の墓域は、イッケごとに小区画され、墓域全体としては現在のところ二つに分けられる。現在使用している埋葬墓地と旧埋葬墓地である。共同墓地がつけられた当初は、埋葬墓地と石塔墓地の墓域は全く隣接している状態であった。その後、埋葬墓地は二度にわたって段階的に移動し、現在のように石塔墓地から少し距離をおいたところに位置するようになった。図2は、両墓地の現在の位置関係とその変遷を略図で示したものである。埋葬墓地に関しては、[埋葬墓地 I] が当初の位置で、その場所から水路を挟んで



[埋葬墓地について]

埋葬墓地Ⅰ — 共同墓地新設時の位置

↓
(現在は空地)

埋葬墓地Ⅱ — 移転後の埋葬墓地

↓
(昭和51年まで主に使用)

埋葬墓地Ⅲ — 現在使用している埋葬墓地

[石塔墓地について]

石塔墓地Ⅰ — 現在使用している石塔墓地

石塔墓地Ⅱ — 新たに拡張中の石塔墓地区画
(平成6年秋から)

図2 墓地の立地関係と移転

[埋葬墓地Ⅱ・Ⅲ]の位置へと墓域が移動している。現在、当初の埋葬墓地の位置であった場所は、空地となり葬儀の際に利用されている。現在の埋葬墓地は[埋葬墓地Ⅲ]であり、旧埋葬墓地が[埋葬墓地Ⅱ]である。イッケごとの区画の規模は一律でなく、イッケの構成人数に比例しておおまかに区画割りがなされている。イッケの区画内ならば、当該イッケの者は自由に埋葬することができる。

死体の埋葬地点には、ドテ・ドテイ（土堤）、またはドマンジュウ（土饅頭）といって土を丸く盛り上げ、その上に石をのせている。この石をマクライシという。マクライシは、古くは自然石を用いていたが、近年はブロックを利用している場合もある。旧埋葬墓地には、50～70センチメートル程度の墓上植樹が目立つ。マクライシや墓上植樹は、各埋葬区画内での埋葬場所の目印として行われはじめたものである。大正期頃までは、マクライシは多くみられず、またドテイも現在ほど高くすることなく、埋葬墓地は乱雑な状態にあったようである。埋葬地点の目印は、マクライシからさらに墓上植樹へと向かったが、かえってそれらが普及することによって故人の埋葬場所が再び不明確に帰すことになった。そこで、故人の名前をマクライシに書いたり、名前を記した角柱を建てるなど当事者によって埋葬地点に置かれる装置は多様化しつつある。ことに近年はその傾向が進み、小型の石塔の類が増加しはじめ、故人の俗名のみが簡素に刻まれているものが多いものの、なかには法名や命日をも刻んだものも登場しており、単なる目印以上の性格をそこに読み取ることも可能である。また、幼くして亡くなった者の場合は、地蔵型の石塔を埋葬墓地の方に建てる例がみられる。さらに埋葬地点には、ボンガイと呼ばれる木製の角柱が建てられる場合がある。これは旧家など特定の家に限定され、戦後の一時期に流行したもので、近年ではほとんどみられない墓標である。

埋葬直後の墓上装置には、ノヤネと呼ばれる設えと葬送儀礼に関する諸物がある。ノヤネはマクライシを置いたドテイの上から置かれ、その意味は死者の靈魂がこもるところ、また死者が雨露を凌ぐ屋根であるとされている。ノヤネの周囲は生花で囲まれ、正面に一对の提灯、死者の膳、供物、七本塔

婆、線香、ロウソクが置かれる。大田和では、野辺送りの際に花籠という竹で編んだ籠に小銭を入れ撒き銭をするが、その花籠に付ける放射状の長い飾りも埋葬場所に建てられる。これらのものは、そのまま放置され、ノヤネは次の埋葬が行われる際に焼却される。そのため周囲の埋葬場所に比べて、新仏のそれは寂しいながらも華やかで遠方からでも際立って目につく。

埋葬墓地は、その成立をみた明治期から継続して、それぞれのイッケ区画内でトムライアゲの済

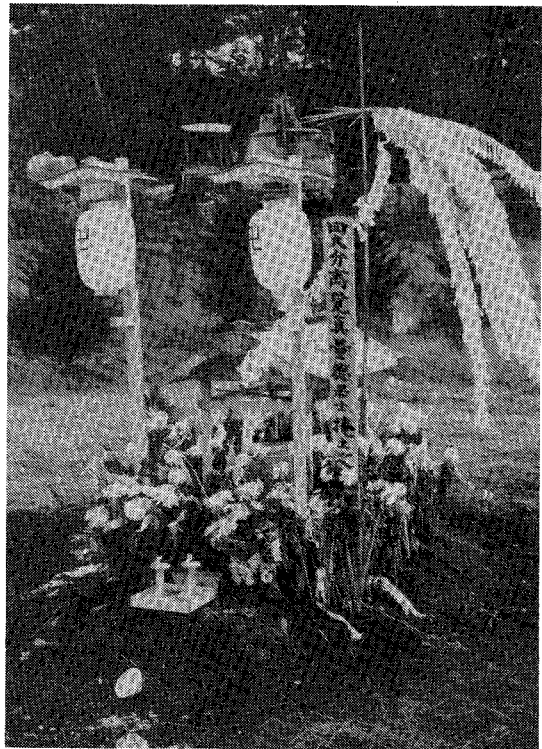


写真1 埋葬墓地と墓上装置

んだ死者の埋葬場所を掘り返す方法によって比較的狭い土地の使用を繰り返してきた。その葬法も次第に区画の制限上から限界に近づき、新仏のために墓地の拡張が住民によって懇願されていた。この墓地拡張の問題は、区会を中心として協議され、それに区民が賛同するかたちで計画が進行し、昭和51年4月に至ってそれまで使用していた埋葬墓地の西側を拡張することが決定された。拡張計画は、該当場所の土地所有者の協力により順調に進み、新たに埋葬墓地が拡張されることになった。墓地拡張に際しては、区民である大田和の住民には金銭的な負担は一切なく、区の予算によって実行された。この新しく拡張された埋葬墓地は、「新墓地」と命名された。この名称からも、

大田和では墓地という観念はより埋葬墓地に立脚していることがわかる。この「新墓地」の使用については、使用開始の時期、墓地使用者の範囲、埋葬等の基準の3項目について規約が成文化されている。以下、その墓地使用の規約の全文をあげる。

新墓地の使用について次の様に定める。

1. 使用開始の時期

- (1) 新墓地の使用開始は昭和51年5月1日とする。只し関係官庁の使用許可が認められた時点。
- (2) 既存墓地については向こう50年後において納骨堂もしくは石塔墓地等に整備を予定する。

2. 墓地使用者の範囲

- (1) 使用出来る者は昭和51年4月16日現在において既存の各一家集に加入している者。
- (2) 当該一家集の分家とする。

3. 埋葬等の基準

- (1) 埋葬は一家集割の区画内に埋葬する。
- (2) 埋葬は各一家集とも新墓地の西側境界より順次埋葬する事とする。
- (3) 埋葬時の穴の深さは3米を基準とする。
- (4) 新墓地内には草丈の高くなる樹木は植えない事とし草花程度にする。
- (5) 埋葬及び法事等の折にビン並びに罐類の危険物は墓地内に放置しない事。
- (6) 墓地内の除草及び清掃は各一家において年2～3回程度行うよう努める事。

以上が新墓地に関する規約である。そして「この規約は一家集を回覧した後当番の家において順次保存する事」と最後に付記がある。これは、イッケマチのその年の当番の家が、それぞれ新墓地関係の書類を保管することを意味している。昭和51年5月1日以降は、原則的には拡張した新設の埋葬墓地

が使用されている。原則的にとしたのは、夫婦の片方が既に亡くなって旧埋葬墓地に埋葬されている場合、どうしても夫婦を近い場所に埋葬してあげたいと願う旧埋葬墓地を使用する事例が希にみられるからである。

この新墓地の規約において、とくに注目される部分は、「2. 墓地使用者の範囲」である。そこに示されているように、大田和では「既存の各一家集」に帰属していなければ、埋葬墓地への死体の埋葬が許されないことがわかる。この規約に登場する「一家集」とは、同族集団であるイッケのことを指している。それゆえに、他所からの移住者が墓地を使用するためには、いずれかのイッケに加入しなければならないことになる³⁹⁾。また、(2)で示されるように、「当該一家集の分家」は埋葬墓地使用の条件にあてはまるが、事実上は、イッケを構成している分家を前提としており、イッケに加入していない分家の者（主として村を出た分家の者）は除かれている。さらに、「3. 埋葬等の基準」においては、埋葬は各々のイッケの区画内にすることなどが定められている。埋葬墓地が拡張される以前の旧埋葬墓地においても、イッケごとの埋葬区画は定められていた。しかし、その区画は拡張された新墓地ほど明確ではなく、ドテイやマクライシの乱雑な状況に墓上植樹が加わり一見規則性を見いだしかねる。村外者は可視的にはほとんどイッケの区画を識別することはできないが、大田和の人々は自分の帰属するイッケの区画はわかるという。このことから、新墓地におけるイッケごとの区画割は、規約作成にあたり新たに考案されたものでなく、旧埋葬墓地のあり方を踏襲したものであることがわかる。また、この規約のなかには、墓上植樹の制限や期間を50年と限定して旧埋葬墓地区画を納骨堂もしくは石塔墓地に整備する計画も明言されており、土葬の慣習が生きていながらも、火葬への移行とそれに伴う新たな墓地の在り方への配慮がなされている点も注目される。

5. 石塔墓地の集合形態とその展開

大田和では、石塔墓地はセキトウバと呼ばれている。前述したように、墓地という意識は、石塔墓地よりもむしろ埋葬墓地に色濃く、セキトウバは石

塔のある場所として理解される。図2では〔石塔墓地I〕にあたる。石塔墓地は階段状に立地しており、イッケごとに縦割りの区画が定められている。この区画割りは、埋葬墓地よりもずっと可視的なもので、「イッケのことを知りたければセキトウバへ行けばいい」といわれるように、村外者にもわかるような明確な同族集団ごとの区画が設定されている。石塔は階段状の区画ごとに配置され、上段に行くほど古い死者のものとなる傾向がある。石塔墓地の最上段の区画には、各々のイッケの古い先祖の墓があ

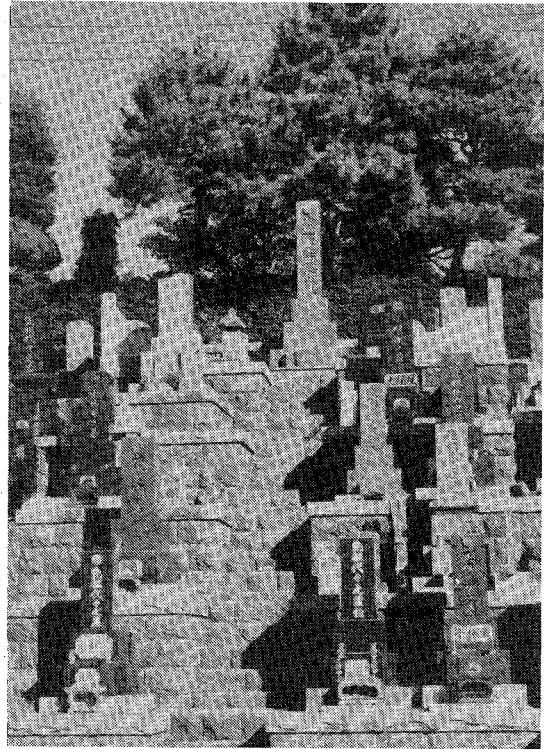


写真2 石塔墓地における区画
(小林イッケの区画)

り、それらの多くは、両墓制に移行する以前に各戸に散在していた墓地の石塔である。それらは、共同墓地成立以降に現在の場所に集められたもので、整然と並べられているものや前後に重ねられ密集しているものなど集合状態はイッケにより様々である(図3参照)。共同墓地が現在の場所に設けられた当初は、埋葬墓地と石塔墓地の墓域がまったく隣接して存在していたと述べたが、石塔墓地が現在のようにイッケごとにきれいに整備されたのは、戦後とくに昭和30年代以降になってからのことである。しかし、共同墓地成立以降、石塔は今日ほど明瞭でないものの、イッケごとに集合され区画されて

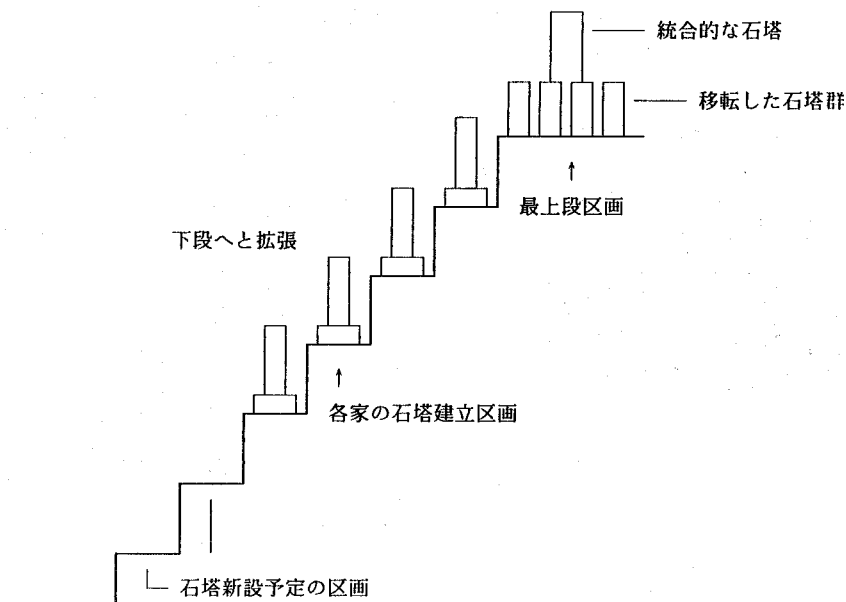
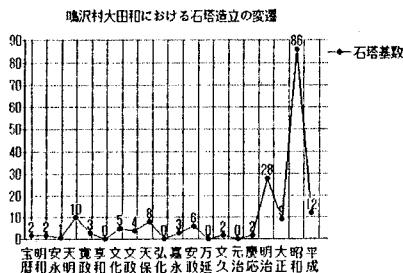


図3 石塔墓地区画の断面略図

きた。石塔墓地の墓域は斜面になっているが、その上方から建立されはじめた石塔と各戸から移転されてきた石塔が、隣接する埋葬墓地を見下ろすかたちでしばらくは立地していたようであり、その後の石塔の普及に伴い現在のような景観となるに至ったのである。

大田和における石塔造立の状況については、近世期からの増加率と明治以降の造立年と基数の状況を表1に示しておいた。その結果から、大田和における石塔造立の実態を概述すると、石塔は明治以降次第に増加しはじめ、昭和になってから急激に増えていることがわかる。共同墓地新設以前の石塔は、旧墓地からの移転を経ているために、その実態は必ずしも明らかではないが、天明・天保期がやや基数が多いものの、宝暦期頃から少ないながら継続的に現れはじめる。その後はとくに昭和40年代前半から顕著な増加が認められる。大田和の石塔の形式や造立年などの銘文については、現墓地への石塔の移転、

表1 大田和における石塔造立の状況



大田和における明治以降の各年別石塔造立の状況

年代	基数	年代	基数	年代	基数
明治 2年	2	大正11年	1	昭和39年	1
3年	3	12年	1	40年	5
4年	2	14年	1	41年	7
6年	1	15年	2	42年	5
7年	2	昭和 3年	1	43年	2
8年	1	5年	1	44年	4
10年	1	7年	1	45年	3
11年	1	9年	1	46年	2
14年	1	10年	1	48年	2
13年	1	13年	1	49年	3
15年	1	16年	1	51年	2
17年	3	18年	2	52年	3
21年	1	19年	1	53年	3
23年	1	22年	1	54年	2
25年	1	23年	1	55年	2
26年	1	26年	1	56年	1
31年	1	30年	1	58年	3
37年	1	31年	1	60年	4
38年	1	32年	4	61年	3
40年	1	35年	2	平成元年	5
大正 4年	1	36年	1	4年	5
5年	2	37年	2	5年	2
6年	1	38年	1		

(平成6年12月の時点の調査結果)

それに伴う喪失もあり、墓制が変化した明治中頃以前その全貌を把握することは困難である。そこで、ここでは石塔墓地の典型的な形態が認められる渡辺イッケ（阿彌陀講）の区画を事例として説明することにしたい。表2はこの渡辺イッケの区画の石塔の形式や銘文を、その上段から順番に整理したもので、図4はその区画における石塔の配置を図示したものである。表2の石塔番号と図4の整理番号は対応している。最上段の区画には、旧墓地から移転してきた近世期の石塔が多くみられる（表2：移動の欄に*印を記入）。その中央には、渡辺イッケの最も古いと認識されている先祖の石塔が位置づけられている。最上段に密集している諸石塔は、初現的なものは宝暦期、そのほかのものは、天明から天保期にかけての没年をもつものが目立ち、被造立者については夫婦二名併記のもの（表2：一法名（2）と表記）がその大部分を占めている。造立の趣旨は霊位、先祖代々精霊、あるいは渡辺姓遍代精霊などである。石塔の形式は、板碑型や箱型が若干みられるものの、頭部がやや四角錐型の小型の角柱型が多い。その下段から次第に家々の区画がつ

表2 石塔型式と銘文(渡辺イッケ・阿彌陀講)

石塔番号	石塔型式	正面	裏面	右側面	左側面	備考	家数	移動
1	角柱型	同書 一 一名(2) 聖位			同書 一 一名(2) 聖位			
2	不明	不明						*
3	角型	一 一名(2)						*
4	柱型	一 一名(2) 聖位						*
5	角柱型	一 一名(2)		天保十三(享和二年)正月 陰名	文政十(享和二年)二月 陰名			*
6	角柱型	渡邊氏代講堂 一 一名		天保十(享和二年)二月 陰名	文政十(享和二年)二月 陰名			*
7	角柱型	一 一名(2)		不明	安永元年(享和二年)二月 陰名			*
8	角柱型	不明		文政五(享和二年)二月 陰名				*
9	角柱型	先祖代々講堂 一 一名(2)		文政七(享和二年)月	安永七(享和二年)月			*
10	角柱型	同書 一 一名(2) 聖位						*
11	板碑型	一 一名(2)						*
12	板型	板屋講堂						*
13	不明	一 一名 聖位		寛保三年(天明四年)月 日				*
14	角柱型	一 一名(2)		文化(西門)之講堂 正月 陰名	不明			*
15	柱型	一 一名(2)		天明三(享和二年)八月 陰名	不明			*
16	板碑型	不明			不明			*
17	角柱型	先祖代々講堂 一 一名(2) 聖位		安永七(享和二年)月 陰名	不明			*
18	角柱型	一 一名 聖位		不明	不明			*
19	角型	一 一名(2)		天明四(享和二年)月 陰名				*
20	不明							*
21	角柱型	一 一名						*
22	角柱型	一 一名(2)		天明六(享和二年)二月 陰名	天明八(享和二年)正月 陰名			*
23	角柱型	先祖代々講堂 一 一名(2)		天明三(享和二年)二月 陰名	明治四(享和二年)正月 陰名			*
24	角柱型	渡邊家之講堂	昭和十二年(享和二年)二月 陰名	一 一名(2)	一 一名(2)			*
25	角柱型	渡邊氏代講堂	昭和十二年(享和二年)二月 陰名	一 一名(2)	一 一名(2)			*
26	角柱型	先祖代々講堂	平成元年(享和二年)三月 陰名					*
27	角柱型	一 一名						*
28	角柱型	先祖代々 一 一名(2) 聖位		俗名	大正十(享和二年)三月 陰名			*
29	角柱型	先祖代々講堂		一 一名(2) 聖位	一 一名(2) 聖位			*
30	角柱型	一 一名	昭和十八(享和二年)年 陰名	一 一名(3)	一 一名(2)			*
31	角柱型	先祖代々 一 一名(2) 聖位	昭和十八(享和二年)年 陰名	一 一名(2)	一 一名(2)			*
32	角柱型	先祖代々講堂	昭和十八(享和二年)年 陰名	一 一名(3)	一 一名(3)			*
33	角柱型	先祖代々講堂	昭和十八(享和二年)年 陰名	一 一名(4)	一 一名(4)			*
34	角柱型	渡邊家之講堂	昭和十八(享和二年)年 陰名	一 一名(4)	一 一名(4)			*
35	角柱型	先祖代々講堂	昭和十八(享和二年)年 陰名	一 一名(4)	一 一名(4)			*
36	角柱型	渡邊家之講堂	昭和十八(享和二年)年 陰名	一 一名(4)	一 一名(4)			*

くられ、石塔も家単位の大型の角柱型となり、昭和期造立のものが目立つようになる。とくに昭和期以降の造立趣旨は、先祖代々之墓、渡辺家の墓に変化し、家紋も刻まれる傾向にある⁴⁰⁾。

石塔墓地における区画も、埋葬墓地と同様にイッケの数に対応して区画されている。この事実は、埋葬墓地における死体埋葬の場合と同様に、大田和に住居し集落内で墓を持ちたい者は、いずれかのイッケに帰属していなければ石塔を建立することが許されないということを意味している。石塔墓地も埋葬墓地と同様に区の所有であるが、この点は先に紹介した埋葬墓地使用に関

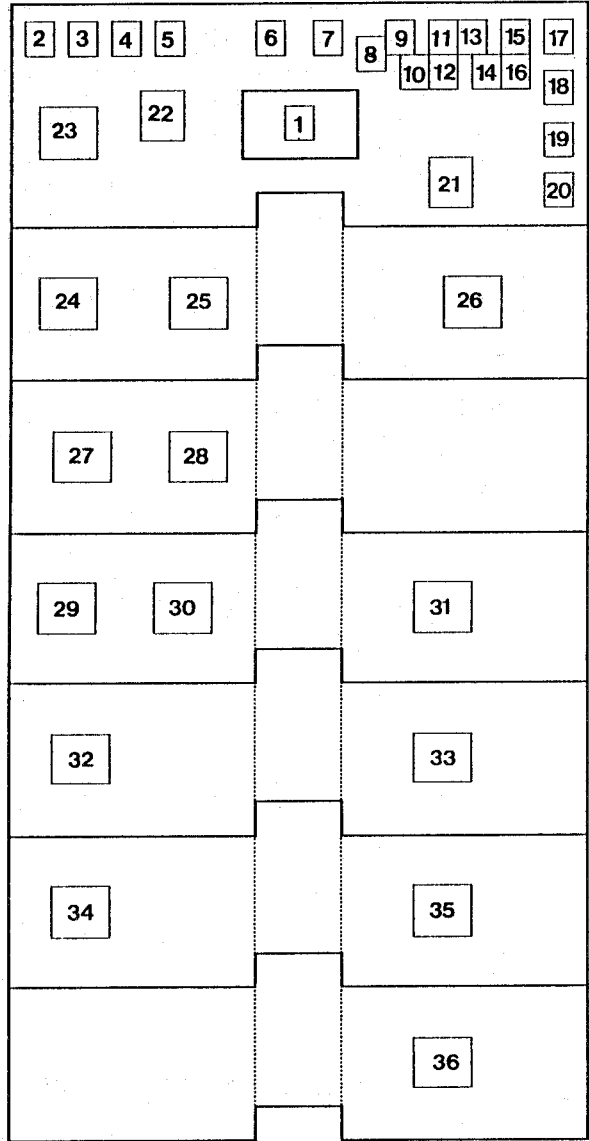


図4 石塔墓地区画（渡辺イッケ・阿彌陀講）の石塔配置図

する規約と変わるところはない。イッケはそれぞれの縦割りの区画において、イッケを構成する家々の小区画を定め、新たなイッケの構成員となるべき分家創出、あるいは他所からの移住者のイッケ加入により区画が必要な場合は、最下段に新たに区画を設けることになっている。定められた区画以外に個人で勝手に石塔を建てることは、かたく禁じられているのである。例えば、渡辺イッケ（渡辺報恩講）では、昭和42年4月に自らの石塔墓地区画を整備するにあたり「渡辺報恩講石碑墓地再建覚」を作成しているが、そのなかで墓地についての決定事項として「墓地の空地は現在の一家集内で石碑を建立してない者で割当を決め、以後は個人の石塔を建立しない事」という一文を明記している。こうした新しい石塔の建立や分家者などへの新規の区画に関する取り決めは、イッケマチと呼ばれる同族祭祀時の話し合いの席で行われる。筆者が参加した渡辺イッケの愛宕講のときにも、分家者の新たな石塔建立区画や工事費の負担などについての話し合いがなされたいた。

石塔墓地には、イッケごとに明確な区画割りがなされていることのほかに、もう一つ特徴が認められる。それは、前述の渡辺イッケ（阿彌陀講）の例にも示されるように、最上段の区画にイッケの最も古い先祖の墓を祀ったり、イッケ全体によって先祖代々の墓や霊廟などが建立されていることである。その形態は、現在の共同墓地に先行した各墓地から移転してきた石塔の集合体を基本とし、後に古い先祖の墓や霊廟を付加したものである。なかでも、昭和期になってから登場した新しい霊廟やイッケの先祖代々の墓などの石塔の有無は、複数に分立してみられるイッケの紐帯や結合度の強弱として理解できる。それらは、いずれも最上段の区画の中心に位置し、ほかの諸石塔とは明確に区別されている。個人を対象としたものではなく、イッケ全体の先祖の霊を対象として建立されているのである。一方、移転してきた石塔の多くは帰属不明なものも少なくなく、イッケの古い先祖の墓として、当該イッケの先祖という観念に内包されるかたちで認識されている。

このような石塔墓地の特徴について、以下3つのイッケの事例をあげて説明することにした。石塔墓地の中央の区画を使用している同族集団は小林イッケ（小林報徳講）である。大田和の集落は、小林イッケが切り開いたと

される伝承があり、この小林イッケを指して、村の開発伝承との関連を意味するシバワケと呼ぶことがある。そのため、明治20年前後に共同墓地がつくられたとき、石塔墓地の中央である一番良い場所を得ることができたという。小林イッケの区画の最上段には、「小林一家先祖代々之墓」と刻まれた大田和の石塔墓地では最も大きな石塔が建立されている。その石塔の傍らには、小林イッケで営まれている同族祭祀の講名である報徳講の文字と小林イッケを構成する家々の戸主の名が刻まれた碑が建てられている。これらは、昭和37年に、小林イッケを構成する家々の全ての先祖をこの石塔により供養する、または祀ることを意図して建立されたものである。

また、渡辺イッケ（渡辺報恩講）は、石塔墓地の最上段の中央に、旧墓地から移転してきた先祖の墓一基を高く壇を設けて祀っており、その石塔に明確な性格づけをしている。この渡辺イッケでは、この中央の石塔を「本尊」と呼び、特別に自らのイッケのすべての先祖の霊を祀る機能を託している。このように最上段の中央に位置する石塔によってイッケを構成する家々の先祖の霊を供養し、祀るという観念が認められるのは、渡辺イッケ（愛宕講）の場合も同様である。この渡辺イ

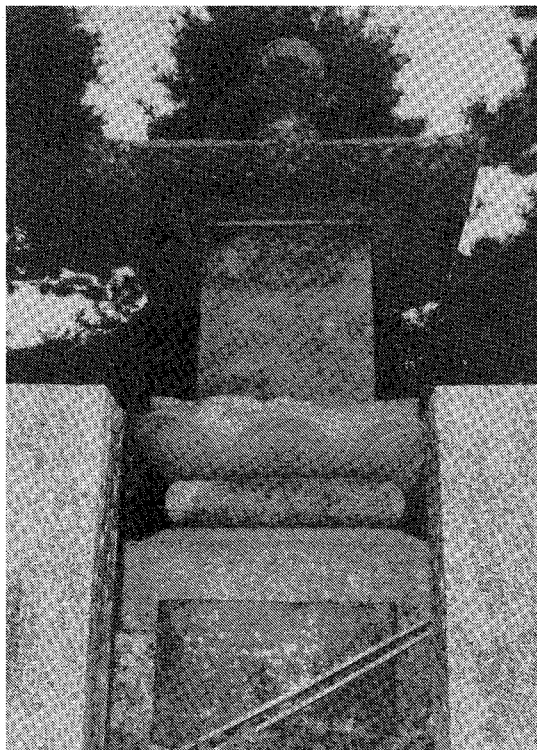


写真3 愛宕講霊廟
（渡辺イッケ）

ケは、同族祭祀の講名である愛宕講の名称を刻んだ「愛宕講霊廟」を昭和22年に石塔墓地の最上段に建立している。この霊廟は渡辺イッケの「本尊」と称されている。また、渡辺イッケでは、愛宕山大権現を同族神としているが、この霊廟をこの愛宕山大権現の別称である「愛宕様」とも呼び、同族神そのもの、あるいは同族神の祀り場とする意識も汲みとれる。この意味からも、この霊廟はイッケ全体を守護する働きをも期待されており、同族神的な性格をも付与されていると捉えることができる。

大田和では、昭和63年4月にイッケそれぞれの代表者を集め、区へ提出する墓地に関する要望事項を決議している。区への主な要請は、将来に備えての墓地の拡張であった。現在のところ、石塔墓地の面積は必ずしも限界に達していないものの、イッケによっては、多くの分家創出により石塔建立の場所を近い将来もてなくなることへの憂慮がある。こうした分家者や他所からの移住者の墓地問題をも視野に入れた将来の展望から、大田和では、石塔墓地の北に隣接平行して、新しい墓地区画の建設工事を平成6年秋から着手している。拡張する墓地については、従来の慣習に従ってイッケごとに区画する形態をとるか、イッケの区画は定めずに亡くなった順番に使用する形態をとるか、または、今後増加の可能性が懸念されるイッケに帰属しない移住者にも分譲するかなど火葬への移行をも考慮しつつ幾つかの墓地使用案が検討されているようであるが、現在のところその使用方法はまだ確定していない。新たな墓地使用の方向性によっては、大田和の墓制が再び変化の時期を迎えることになるかもしれない。

おわりに

鳴沢村大田和は、明治中頃に両墓制が成立したところである。そこでは、イッケと呼ばれる同族集団が存在し、その社会組織を背景とした独自の墓地形態がみられる。埋葬墓地、石塔墓地、各々の墓地形態には、同族集団ごとの明確な区画割がみられ、同族集団への帰属が墓地使用の原則となる慣習が両墓制の成立以降生じている。そのため、大田和というところは、他所から

の移住者にとっては極めて墓をもちにくいところであるといえる。このほか、石塔墓地は、階段状の構造をとり、その最上段の区画にはイッケによって特定の性格や機能を付与された石塔が建立されている。そして、それらがイッケ統合の象徴として少なからぬ役割を担っている現状が認められる。このようなことから、大田和の墓制は、イッケの紐帯や祭祀の実態と密接に関連しながら存続しているといえよう。本稿では、詳しく触れなかったが、石塔墓地に現れた特徴も含めて同族集団の在り方の墓地形態への反映は、墓制の変化の時期と連動するように明治中頃から同族祭祀が再編され、同族意識が強化されたことに起因していると考えられる。

このような大田和の墓地の様相は、明らかに明治期の墓制の変化以降に次第に形成されてきたものである。当然のことながら、先行する墓制が存続していたならば、そうした墓地への所産はもたらさなれなかったことであろう。一人の死者に対して一つの墓地だけが存在したムラに、墓地が二つ設けられるようになる。墓地を二つ設けたことによって何が変わったのか。その答えが、以上のような墓地をめぐる実態であった。

それでは、大田和の両墓制事例は「両墓制」といってよいのであろうか、という問いを再びここで繰り返してみる。一人の死者に対して二つの墓が設けられ、それが民俗として生きている以上は、やはりこれも「両墓制」であるといわざるを得ない。しかしながら、これまで両墓制の民俗的重要性を支えてきた死穢忌避や霊肉別留といった観念は、この事例には認められない。大田和の人達は、盆や彼岸などには二つの墓を分け隔てなく墓参に訪れている。故人に会いたいときは、自然とハカバ（埋葬墓地）に足が向くという人も多い。

大田和における両墓制という意味は、従来の両墓制という枠組にだけ固執する限り、文字どおり墓が二つあるという意味でしかなく、大田和の集落に起こった両墓制の誕生は、主として墓地の景観上の問題に終始されるといってもいい過ぎではないであろう。それならば、大田和の事例を対象とするにおいて、両墓制という視点は捨象されてもよいのだろうか。筆者はそうは思わない。確かに日本の墓制研究という観点からは、両墓制も日本の墓制の一

形態であるという認識とともに、「両墓制」を基準とした視点に立つ研究から開放」という作業⁴¹⁾が重要である。しかし、両墓制研究の展望からは、それはあくまでも「両墓制」そのものからではなく、両墓制研究において呪力をもつに至った一定の研究視点からの解放でなければならないはずである。

大田和の両墓制を解釈するにおいて、先行する異なる墓制の存在が確認されるから、新しく明治期に法制度の影響により成立したものであるから、という表現で、それを「特殊な両墓制事例」として片づけてしまうことはたやすい。しかし、そうではなく墓制や墓地形態の変化、それによって当該地域に何がもたらされたのか、という研究視点に立ったとき、明治期に成立した両墓制事例は、民俗学における墓制研究にとって軽視できない題材となるのではなかろうか。なぜなら、大田和の両墓制事例に示されるように、明治期に新しく両墓制が誕生することによって、埋葬墓地、石塔墓地をめぐって、それぞれ新たに独自の墓地形態が形成され、それが現行の習俗として社会的に影響力をもって存続しているという紛れもない事実が存在するからである⁴²⁾。

もちろん、前述したように、この研究視点は必ずしも明治期に成立した両墓制に限定されるものではない。両墓制研究のさらなる進展だけでなく、葬墓制に関する法と実際の民俗との矛盾・対立やその結果の所産、諸地域に展開された葬墓制の動態をさぐるうえでも意義のあることと考えている。本稿では、大田和の両墓制を事例としながら、このような問題提起に充分こたえることはできなかったが、明治期に成立した両墓制を再検討する意義とその必要性は最後に強調しておきたい。

〈註〉

- 1) 柳田国男 1963「葬制の沿革について」『定本柳田国男集』15 筑摩書房 504頁
- 2) 鳴沢村大田和においては、墓制の在り方やその形成要因が、当地の同族集団の実態や明治以降の同族祭祀の展開と関連してくる事実が認められ、当

地の墓制を支える社会的・宗教的背景とともに、墓自体が担う役割や機能がとくに注目された。この点に関しては、筆者は、拙稿 1995「村落社会における墓の機能と意味—山梨県鳴沢村大田和の墓制と同族祭祀の相関から—」『日本民俗学』204においてその分析を試みた。

なお、本稿において用いる両墓制の墓地を指し示す術語は、新谷尚紀 1991『両墓制と他界観』吉川弘文館 43頁に準拠し、死体を埋葬する方の墓地として「埋葬墓地」、石塔を建立する方の墓地として「石塔墓地」の術語をそれぞれ用いることにする。これまで、前者は「詣り墓」、後者は「埋め墓」という術語として使用されてもいる。

- 3) 両墓制の研究史とその問題点については、新谷尚紀註 2 前掲書 1～12頁に詳しいので、本稿では割愛する。
- 4) 明治 5 年 8 月 31 日大蔵省達第 118 号「各地ノ風習旧習ヲ私法ト為ス等申禁解禁ノ條件」において「人民所持ノ耕地畔際へ擅ニ遺骸ヲ埋葬致シ候者有之趣以ノ外ノ事ニ候自今可為嚴禁事」を規定している（内閣官報局 1890『法令全書』669頁）。ここでは、この法規制以降を指している。
- 5) 森謙二 1993「明治初年の墓地及び埋葬に関する法制の展開—祖先祭祀との関連で—」『シリーズ比較家族 2 家族と墓』早稲田大学出版部 198頁
- 6) 同上書 227頁
- 7) 内務省地理局編 1981『例規類纂』橘書院には、墓地に関する諸県からの伺いとそれに対する内務省からの指令の実例が数多く記載されている。そのなかには両墓制や屋敷墓、または沖縄県の洗骨改葬習俗と法規制との対立などの例もあり、それぞれの地域の人達の見解を通して当時の墓制をめぐる位相を解読できる可能性を指摘しておく。
- 8) 新谷尚紀 1993「両墓制の分布についての覚書」『国立歴史民俗博物館研究報告』49 297～302頁
- 9) 大間知篤三 1975「増補 両墓制の資料」『大間知篤三著作集』1 75頁
- 10) 鈴木棠三 1939「両墓制の一資料」『民間伝承』5-1 1頁。また、鈴木は、1950「諏訪郡玉川村の両墓制」『民間伝承』14-11においても明治時代以降の墓制変化の事例を報告している。この種の両墓制事例は、民俗誌をはじめとした諸報告のな

かには数多く存在するが、事例ごとの確認作業の必要上から、本稿では事例の列挙はしないこととする。

- 11) 最上孝敬 1980『詣り墓(増補版)』名著出版 79~81、238~241頁
- 12) 最上孝敬 1977「新しい詣り墓の誕生」『西郊民俗』81
- 13) 最上孝敬 註11前掲書 241頁
- 14) 新谷尚紀 1975「天竜川流域の墓制—静岡県磐田郡佐久間町—」『社会と伝承』14-4
- 15) 新谷尚紀 1933「両墓制の分布についての覚書」『国立歴史民俗博物館研究報告』49 305頁
- 16) 土井卓治 1976「田浦・落浦・西野浦の改葬と法令—大分県下の改葬についての疑問—」『民俗と歴史』3。青木俊也 1993「火葬禁止令と葬墓習俗—火葬から土葬へ—」『民俗宗教』4 東京堂出版、1993「組合永久墓地と葬墓習俗」『社会民俗研究』3
- 17) 最上孝敬 註11前掲書 81頁
- 18) 新谷尚紀 註15前掲論文 302頁
- 19) これらの見解は、少なくとも「両墓制一般」「一般的な両墓制」がこれまでのような事例を指していたのかを逆に照射できる。両事例を別つものは恐らく、両墓制成立に際しての要因となる外部作用と内部作用の相違という視点が考えられるが、この問題も今後の課題であろう。
- 20) 新谷尚紀は、註2前掲書17~47頁で、両墓制の概念について再検討している。新谷は、両墓制の両墓に関しては「形態的にみる限り」、類型に関しては、両墓地の「個々の死体埋葬地点と石塔建立地点との両者の位置関係に着目するという視点に立つならば」という限定つきで概念規定をしているが、この定義に基づくならば、本稿が対象としている両墓制もまったくこれらの概念規定にあてはまるものである。
- 21) 最上孝敬 註12前掲論文 1頁
- 22) 最上孝敬 1956『詣り墓』古今書院所収の両墓制分布図には、山梨県の両墓制は5事例があげられている。その分布状況は、1959『日本民俗学大系4』平凡社に掲載された最上によるより詳細な両墓制分布図も同様であり、

その5事例のうち4事例が南都留郡に存在する。しかし、その後の1980『詣り墓（増補版）』名著出版においては郡・市町村単位に分布を表示し直しているため、山梨県の事例は3事例に改められている。しかし、最上は改正後の事例をはっきりと示してなく、事例取捨の根拠も不明である。再検討の必要がある。現在筆者は南都留郡を対象として、小地域的な両墓制の分布の問題や両墓制・単墓制地域の混在といった墓制分化の問題についての調査を進行中である。

- 23) 文化庁 1980『日本民俗地図Ⅶ』（葬送・墓制）国土地理協会や最上孝敬註10前掲書、佐藤米司 1971『葬送儀礼の民俗』岩崎美術社など。
- 24) 後藤義隆他 1979『南中部の葬送・墓制』明玄書房、大森義憲 1982『日本の民俗山梨』第一法規出版など。山梨県教育委員会 1963『山梨県民俗資料緊急調査報告書』には大田和の事例は報告されていない。
- 25) 大森義憲 1965「山梨の両墓制について」『民俗』60 相模民俗学会、中村忠夫 1977「山梨県の両墓制」『歴史手帖』10-11、1978「山梨の両墓制諸問題」『甲斐路』34
- 26) 酒向道夫 1972「富士北麓における葬制と墓制」『日本民俗学』83
- 27) 小沢秀之 1973「迎え火・送り火ー「古暦を探究る手段としての一考察」からー」『甲斐路』41 8頁
- 28) 中村忠夫 1978「山梨県の両墓制諸問題」『甲斐路』34 26頁
- 29) 大森義憲 前掲論文 2頁
- 30) 小沢秀之 前掲論文 8頁
- 31) 中村忠夫 1972「山梨県の両墓制」『歴史手帖』10-11 45頁
- 32) 新谷尚紀 註2前掲書 34~35頁
- 33) 本稿における屋敷墓という術語は、単墓制で屋敷地や畑地、屋敷続きの裏山などに墓地を設ける墓制の総称として用いている。両墓制の場合で、石塔のみを屋敷付近に建立する形態はここでは除外している。また、屋敷墓を研究対象とした諸論考のなかにも、明治期に成立した両墓制事例に言及したものがある。勝田至 1988「中世の屋敷墓」『史林』71-3、佐藤米司 1981「岡山市野殿の墓制ー家屋敷に隣接する墓地と死穢の忌みの問題ー」

『日本民俗学』137など。

- 34) この明治政府による全国への発令の山梨県下における実態、例えば県令による布達などを確認したかったが、残念ながら資料をみつけることはできなかった。なお、明治17年の墓地法に関しては、「墓地及埋葬取締規則」においては「第一條 墓地及火葬場ハ官轄庁ヨリ許可シタル区域ニ限ルモノトス」、「墓地及埋葬締規則方法細目標準」においては「第一條 墓地ハ従前許可セラレタル者ニ限ル」という規定が最初に掲げられている。(内務省地理局編纂物刊行会 1985 明治前期地誌資料『地理局年報表之部』ゆまに書房 481~483頁)
- 35) 甲斐叢書刊行会 1935『甲斐國志卷之五十三』683~684頁
- 36) 墓地の先行形態に関して、大田和の人達がとくに記憶している事例は、現在の農業組合倉庫の場所に存在した墓地である。それは渡辺イッケ(阿彌陀講)のY氏の家の墓であった。大田和の現農業組合倉庫の所在地には大田和尋常小学校がかつて建っていた場所でもある。その校庭付近に墓地が存在していたということから、多くの者が記憶に留めているのであろう。倉庫の建設にあたり工事でその付近を掘り返したところ、人骨が出土したという。また、平成6年度から新たに拡張している石塔墓地区画の場所にも、かつては数基の墓が存在していたとされ、最近の工事によって人骨が出土したため、改めて埋葬し直している。
- 37) この4基のうち2基は上半部、残りの2基が下半部を欠損した状態である。前者は板碑型である。持田友宏 1988『甲斐国の板碑1 郡内地方の基礎調査』クオリによれば鳴沢村大田和における板碑は確認されていない。
- 38) 静岡県編集発行 1991『静岡県史』資料編25 民俗3 729頁。本書では、明治期の共同墓地新設の影響により、屋敷墓を移転して共同墓地を形成した大井川水系の地域と屋敷墓を石塔墓地として維持しながら両墓制が成立した天竜川水系の地域とが対比的に報告されている。前者の事例に大田和の両墓制事例との共通性を見いだすことができ留意する必要がある。
- 39) 例えば、渡辺イッケ(愛宕講)の場合は、昭和15年に「申合規約」を定めており、そのなかで分家者以外のイッケ加入に関しては、「寄留転籍ニヨリ

加入セントスル者ハ当年度見積財産ノ人当割ニ対スル十五割出資スル事」とある。イッケによりその方法は一律ではないようであるが、加入に際しての特別な儀礼などはなかったようである。しかし、イッケは父系的な血縁原理を基礎とした家の中核とする同姓の集団であることから、他姓の家がイッケに加入しても、墓地は使用できるが、イッケ全体としては原則的に彼らの先祖は顧みられないことになる。

- 40) 石塔造立年代の確定と整理方法については、新谷尚紀註2前掲書194～195頁、谷川章雄 1988「近世墓標の変遷と家意識—千葉県市原東高滝・養老地区の近世墓標の再検討—」『史観』121などを参考とした。石塔造立年の確定ができないものは、複数被造立者の場合は没年の最も新しいものを、一人の被造立者の場合はその没年を基準とした。
- 41) 塩野雅代 1995「対馬の墓地のこと—「両墓制」について考える—」『日本民俗学』201 14頁
- 42) 例えば、大野一郎は現行習俗としての両墓制が持つ意味を検討する必要性を指摘している（大野一郎 1985「今、両墓制とは何か—その存続・消滅をフィールドで考える—」『常民文化』85）。現行習俗として墓地が二つあることの意味を問う視角は重要であると考ええる。